

税務関係におけるマイナンバーの取り扱い

税務関係書類【所得税関係の主な書類】	マイナンバー記載の必要	詳細
確定申告書	○	
個人事業の開業・廃業等届出書	○	
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	○	
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	○	
退職所得の受給に関する申告書	○	
(企業等が作成する書類)		※支払者については収集義務 受取者については告知義務
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	○	収集義務あり
不動産の使用料等の支払調書	○	告知義務あり
給与所得の源泉徴収票	○	○
退職所得の源泉徴収票	○	△
公的年金等の源泉徴収票	○	△
生命保険契約等の一時金の支払調書	○	○
生命保険契約等の年金の支払調書	○	○
配当、剰余金等の分配等の支払調書	○	○
株式等の譲渡の対価等の支払調書	○	○
特定口座年間取引報告書	○	○
非課税口座年間取引報告書	○	○
給与所得者の保険料控除申告書	×	
給与所得者の配偶者特別控除申告書	×	
給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書	×	
青色申告承認申請書	×	
青色事業専従者給与に関する届出書	×	

※附属的な性格を持つ書類であり、厳密な取り扱い扱いが要求される特定個人情報から外した

※金融関係取引で源泉分離選択課税(20%)など軽減課税が選択できる

※給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出する場合は告知義務あり

※退職所得の受給に関する申告書を提出する場合は告知義務あり

※公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合は告知義務あり

辻村祥造氏作成